

「東京都パートナーシップ宣誓制度」素案についての意見募集結果

1. 意見募集期間

令和4年2月14日(月曜日)から同年4月11日(月曜日)まで

2. 意見募集方法

Webフォームまたは郵送

3. 意見募集結果

- ① 意見提出のあった通数 :5,811通
- ② 提出された意見件数 :8,363件

※複数項目への御意見提出を可とし、項目毎に1件の御意見と集計しているため、①意見提出のあった通数と②提出された意見件数は一致しません

4. 主な御意見の概要と都の考え方

御意見に関しては、記載に当たり、趣旨を踏まえて要約させていただき、また、趣旨が同じ御意見はまとめさせていただいております。

1. 制度創設の目的

【意見件数】

2,508件

【素案の内容】

- 都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成30年東京都条例第93号。以下「人権尊重条例」という。)において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを規定
- 人権尊重条例の理念を踏まえ、パートナー関係にある性的マイノリティの生活上の不便等の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるとともに、多様な性に関する都民の理解を推進するため、新たに「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設
※「性的マイノリティ」とは、性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が必ずしも異性のみではない者をいう。

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・制度の創設は、日本社会全体の意識の変化へ向けた第一歩となる。全ての人が自分らしく平等に生きられるとともに、誰もが大切な人と安心して暮らしやすい社会になるために大切なことである。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・日本はG7で唯一同性婚を認めていないなど、世界的に後れを取っているなか、政治・経済の中心であり、様々な文化的背景を持つ人が住む東京都がパートナーシップ制度を導入することはダイバーシティの観点からも非常に良い。また、マイノリティの人権問題に東京都として取り組むことは評価できる。国がまだできないことを、都が行うことには、大きな意義がある。 | <p>都は、人権尊重条例に基づき、東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能より良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けるよう、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・社会は多様性を包摂するように変化してきており、本制度は、若者や子供たちへ良い影響を与えると思う。東京オリンピック・パラリンピック競技大会の最もインパクトのあるレガシーの一つであると思う。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・これまで、性的マイノリティとして隠れるように暮らす等、精神的な安心感が得られにくかったが、本制度によって、自分の存在を社会に認められたような気持ちになれる。また、不安定な関係から新たな関係へ移行したり、家族等にもカミングアウトするきっかけにもなる。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・ようやく性的マイノリティの存在が可視化されたと感じる。制度創設をきっかけに、性的マイノリティへの理解が進み、「性的マイノリティ」という言葉が無くなるくらい「当たり前」の存在となっていけば良いと思う。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・性的マイノリティのパートナー関係は、いわゆる男女の関係と何ら変わるものはないのに、同等の権利が認められていないことは不公平であると感じる。制度導入は、同性同士のカップルも異性カップルと同等の権利を得るために第一歩となると思う。 | <p>都は、人権尊重条例及び「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」に基づき、東京都パートナーシップ宣誓制度の創設・運用のほか、引き続き性自認及び性的指向に関する施策に取り組んでまいります。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・有事の際に家族として取り扱ってもらえる安心感がある。また、孤独死の防止にもつながると思う。 | <p>なお、都パートナーシップ宣誓制度の創設に当たっては、同様の制度を先行して導入している自治体の事例も参考としております。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・居住自治体にパートナーシップ制度がないため、都の制度導入はありがたい。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・先行して導入している自治体の事例を参考にしてほしい。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・対象となる人にはメリットがあり、制度の対象でない人には何のデメリットもない制度であるので、早急に制度を導入してほしい。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・都が行政として動くことで、民間にも良い影響が出ることを期待している。 | |

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・形だけの制度導入ではなく、真に生活の中の不便や差別が少しでも解消される一歩となると良い。そのために都をはじめとしたサービス提供者側への制度周知もきちんと実施してほしい。 | <p>制度運用開始以降も、制度の周知や受理証明書の活用先の拡大、多様な性に関する都民の理解推進に向けた啓発等に取り組んでまいります。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティの方々に対しての社会の理解は進んでおり、現行法や行政の対応等により当事者的人権は十分に保障されていると感じる。本制度の導入によるメリットが無いし、必要性も感じられない。 | <p>社会における多様な性への理解は進んでいる一方、性的マイノリティの方々はパートナーシップ関係に係る生活上の困りごとがあるとの声を伺っています。都は、制度導入により、これらの困りごとの軽減につながると考えています。なお、都が令和3年度に実施した「性自認及び性的指向に関する調査」においては、約7割の方が性的マイノリティの方々に関する施策として、パートナーシップ制度を必要と回答しています。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・性の多様性を認めることは、伝統的な家族制度の崩壊につながる。また、伝統的な家族制度や家庭に対する価値観に基づく発言が封じられるなどの差別や、同性愛を受け入れられない信仰を持つ人々の差別につながるおそれがある。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本制度は性の多様性を学校教育に持ち込むことになり、偏った価値観の押し付け、過激な性教育の実施につながる。その結果、子供の健全な成長に悪影響を及ぼすおそれがある。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・社会を維持するためには、生物学的な男性と女性が婚姻し、子を産み、家族を形成する必要がある。本制度を導入することで、少子化の加速や日本の衰退につながるおそれがある。 | <p>多様な性に関しては様々な御意見がありますが、都は人権尊重条例に基づく取組を進め、都民の皆様の理解を推進することを通じ、性的マイノリティの方々を含め、誰もが自分らしく生きることができる共生社会を実現することが重要と考えています。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・制度を導入済みの自治体において、利用者がほとんどいないと聞いたことがあり、本制度を本当に必要としている性的マイノリティの方々がどれくらいいるのか疑問である。当事者にも、そつとしておいてほしいという人や、制度を必要としていない人、「性的マイノリティ」と分類されたくない人など、様々な方がいる。当事者の意見をよく聞く必要がある。 | <p>都が令和3年度に実施した「性自認及び性的指向に関する調査」において、全体では約7割、性的マイノリティの方では約7.5割の方がパートナーシップ制度を必要な施策と回答しており、当事者の方々の生活上の不便の軽減などのためにも制度導入の必要性があると考えています。一方で、居住自治体で制度が導入されているか分からず、制度の効果が分からずといった当事者の声もあることから、都は、制度の趣旨や受理証明書の活用について、当事者を含む都民への周知に取り組んでいく必要があると考えています。なお、本制度は、制度の利用やカミングアウトを強制するものではなく、希望する方に宣誓し、届け出ていただくものです。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「生活上の不便等」が具体的にどのようなものかがわからないこともあり、性的マイノリティの方々が求めていた制度となっているのか疑問である。 | <p>例えば、住宅を賃貸・購入する際に、性的マイノリティのカップルであることを理由に入居を断られることや共同でローンを組むことができないといった困りごとのほか、医療機関においてパートナーシップ関係の説明に困難があったり、家族として扱ってもらえず、病状説明を受けられない・手術同意できないといった状況があります。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティかどうかの判断は曖昧で、制度の悪用も考えられる。特に、「性自認が出生時に判定された性と一致しない者」と「性的指向が必ずしも異性のみではない者」は同一の問題とせず、明確に切り分ける必要がある。また、性自認の概念は除くべきであり、少なくとも性同一性障害の方等、医学的に認定が可能な人のみに対象を限定すべきではないか。 | <p>本制度は、パートナーシップ関係にある性的マイノリティの方々の生活上の不便の軽減などを目的としていることから、広く性的マイノリティの方々を対象としております。本制度は、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人から、パートナーシップ関係にあることを宣誓・届け出いただき、届出を受理したことを証明する受理証明書を発行するものです。なお、届出の内容に虚偽があった場合や、受理証明書を改ざんした場合には、受理証明書の発行簿から登録を抹消し、以降の証明書の発行は行いません。</p> |

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|--|
| <p>・制度を創設することが、都民全体に多様な性の理解を浸透させることにつながるのか疑問である。性自認や性的指向はパートナーシップという制度の形で解決しなければならない問題ではない。</p> | <p>都は、人権尊重条例及び「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」に基づき、性自認及び性的指向に関する施策に取り組んでおり、本制度もそうした施策の一環として実施するものです。 制度の導入を契機に、制度の趣旨と合わせ、多様な性に関する都民の理解促進のための普及啓発等の取組をより推進してまいります。</p> |
| <p>・多様な性とは何か。男性と女性の性があるので、性転換をしても性は生まれた時から変わるものではない。性の多様性については、まだ医学的・科学的根拠が明確になっているものではない。</p> | <p>「性の在り方(セクシュアリティ)」は、主に「身体的性別(性に関する身体のつくりや身体的・生物学的特徴など)」、「性自認(自分の性をどう捉えているか)」、「性的指向(恋愛感情がどの性別に向くか向かないか)」、「性表現(言葉づかい、服装、しぐさ等から見る社会的な性別をどう表現しているか)」の4つの要素の組合せによって形づくられており、この組合せは多様となっています。性に多様性があることについての都民の方々の理解を深め、東京に集う多様な人々の人権が尊重される社会となるよう、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。</p> |
| <p>「性的指向が必ずしも異性のみではない者」について、区切り・読み手によって、無性愛者が除外されているように読むこともでき、無性愛者の存在が不可視化されるのではないか。</p> | <p>様々な御意見などを踏まえ、「性的マイノリティ」とは、「性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者」としました。なお、無性愛の方は「性的指向が異性に限らない者」に含まれます。</p> |
| <p>・制度を導入するだけではなく、行政が、性的マイノリティ当事者でない方も含めた幅広い都民への理解促進に取り組み、多様な性の在り方への理解が深まることが重要。そして、性的マイノリティ当事者が、制度を利用することによって差別や偏見を受けることがないようにしてほしい。</p> <p>・不当な差別やマイノリティの方々は、性的マイノリティ以外にも存在する。様々な価値観、人生観があって、その中の一つとして性的マイノリティがある。性的マイノリティのみに配慮することは、逆に差別の助長につながる。</p> <p>・制度創設の目的に「性的マイノリティの人権・権利を守るため」という言葉を入れてほしい。</p> <p>・同性パートナーにも配偶者と同等な配慮を促すまたは目指す理念を明記してほしい。</p> | <p>都は、手続のオンライン化や啓発等の取組を通してアウティングが起こらないよう努めてまいります。また、本制度の導入と合わせ、制度の周知等を通じて、多様な性に関する都民の方々の理解推進に取り組んでまいります。</p> <p>都は、人権尊重条例において「いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念が、広く都民に浸透した都市を実現しなければならない」と明記しており、性的マイノリティの方に限らず、東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重されるよう取り組んでいます。</p> |

2-① 名称

【意見件数】

164件

【素案の内容】

「東京都パートナーシップ宣誓制度」

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・「パートナーシップ」という言葉の響きが良く、分かりやすい。・制度の名称は「パートナーシップ宣誓制度」としているが、実態としては同性婚なのではないか。・LGBTQ等、性的要素を名称に入れた方が良い。・「パートナーシップ」という外来語ではなく、日本語で表記した方が良い。・子供の名前を記載できるので、家族関係を証明する「ファミリーシップ制度」とすべきではないか。・「宣誓」という言葉に違和感がある。「届出」の方が良い。 | <p>都では、パートナーシップ関係にある二人の意思を宣誓という形で確認するため、制度名称については、「東京都パートナーシップ宣誓制度」を案としています。</p> <p>また、本制度は、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減などを目的として創設いたします。加えて、子供に関する困りごとの軽減にもつなげるため、希望に応じて、証明書の特記事項欄に「子の名前」を記載できるようにいたします。</p> <p>なお、本制度は、婚姻制度とは別のものとして構築しております。</p> |

2-② 根拠

【意見件数】

613件

【素案の内容】

人権尊重条例を一部改正

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・人権尊重条例に基づく、必要な施策である。・人権尊重条例に「性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進」とあり、何を差別とするかによって、逆差別も起こりうるのではないか心配である。・東京オリンピック・パラリンピック競技大会を正当化するために性的マイノリティを利用しているようでは違和感がある。条例の名称から「オリンピック」を削除してほしい。・条例改正をしてまで導入する必要のある制度とは思えない。この業務に費やす労力や人件費を、もっと重要な都政課題に向けてほしい。・性別は条例で決めるものではない。また、性自認の定義があいまいである。・一部の当事者だけでなく、東京都民全体のための条例としてほしい。・条例の具体的な改正箇所、改正文はいつ公表されるのか。・単独の条例を制定した方が良い。・憲法13条も根拠とした方が良い。 | <p>都は、人権尊重条例において「性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るもの」としており、本制度は、こうした性的マイノリティに係る施策の一環として必要があるとの考え方から、条例に位置付ける制度としています。</p> <p>また、人権尊重条例においては「いかなる種類の差別も許されない」というオリンピック憲章にうたわれる理念が、広く都民に浸透した都市を実現しなければならないこと及び「東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重」されることを明記しています。</p> <p>こうしたことから、本制度は、多様性を尊重する都市を作り上げていくために必要な施策であると考えています。</p> <p>なお、「性自認」とは「自己の性別についての認識のこと」と人権尊重条例で定義しています。条例改正案は、令和4年第2回都議会定例会に提出する予定です。</p> |

2-③ 対象

【意見件数】

498件

【素案の内容】

- 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合うことを約した二者

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・性的マイノリティであることをオープンにできない人であっても利用できるよう、対象者は性的マイノリティに限定せず、内縁関係や夫婦別姓にするため等の理由で婚姻届を出していない戸籍上が男女のカップルや、恋愛関係に無い二者なども幅広く対象としてほしい。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・同性(自認を含む)のカップルに限定せず、広い意味での性的マイノリティ当事者が利用できる点が良い。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・同性のカップルに限定すべき。戸籍上の男と女の組み合わせは、婚姻や事実婚により法的補償がされており、性的マイノリティに特有の「生活上の不便等」があるとは考えにくく、対象外とすべき。 | <p>対象者については、様々な御意見を踏まえ、「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者」を案としました。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・対象を「性的マイノリティ」に限定することは、レッテル貼りをされているようで、差別的と感じる。 | <p>なお、本制度は、カミングアウトを強制するものではなく、お二人の意思に基づいて宣誓・届出を行っていただくものです。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・多様な性の理解の推進のためにも、「性的マイノリティ」向けの制度としてほしい。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・対象者の定義に、「性的マイノリティ」という言葉を使用しないでほしい。「戸籍上異性ではないなどの理由で民法上の婚姻制度を利用できないファミリーシップ関係にある都民」等としてほしい。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・性的マイノリティとは具体的にどのような人々のことを指すのか、より明確に示すべき。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・性的マイノリティの定義は細かくしきりない方が、より多くの必要とされている方が活用できると思う。ノンバイナリーやインターセックスと呼ばれる人々も対象となるようにしてほしい。 | <p>「性的マイノリティ」とは、性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者をいいます。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・「一方が性的マイノリティである」とは、どのような組み合わせを想定しているのか。 | <p>例えば、一方が性的マイノリティの方で、もう一方が性自認が出生時に判定された性と一致し、かつ、異性愛者のカップルを想定しています。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・届出をするいずれか一方の要件である「性的マイノリティであること」は、客観的な確認が難しいのではないか。自己申告のみにより手続できるとするのは、信頼性に欠けるのではないか。 | <p>届出の際に、双方又はいずれか一方が性的マイノリティのパートナーシップ関係にある二者であることを宣誓いただき、宣誓をもって性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方々であるとの確認をいたします。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・制度の対象はできるだけ限定した方が良い。 | <p>対象者については、様々な御意見を踏まえ、「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者」を案としました。</p> |

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 制度の対象者である性的マイノリティに「性自認」を含むことについて懸念を感じる。性自認の定義が曖昧で、女性専用スペースでの犯罪が増加するなど社会が混乱する懸念があり、性自認を含まない同性間のパートナーシップ又は性的マイノリティに限定しないパートナーシップ制度とすべき。 | <p>人権尊重条例において、性自認とは「自己の性別についての認識のこと」と定義しております。本制度は、双方又は一方が性的マイノリティであるお二人から、パートナーシップ関係にあることの宣誓・届出をいただき、届出を受理したことを証明するもので、お二人がパートナー同士で生活していく上の不便の軽減などを目的としており、個々人の性自認や性的指向を証明するものではございません。</p> <p>一方で、性自認に関しては、当事者の方々が望む性別で取り扱われることによりストレスや苦痛を感じられる等、社会生活の様々な場面で人権に関する問題に直面している現状があります。都は引き続き、様々な現場において、それぞれの実態と施策目的を踏まえながら、どのような配慮や工夫が可能であるかについて、個別具体的に検討してまいります。</p> <p>なお、犯罪行為については上記とは別の問題であり、容認されるものではありません。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 互いに継続的に協力すると誓った、という文が大変良い。パートナーの本質であると感じた。 | |
| <p>「互いを人生のパートナーにする」という考え方には、アロマンティックセクシャルの人は苦しめられているので、再検討してほしい。</p> | <p>対象者については、様々な御意見を踏まえ、「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者」を案としました。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 子供は対象に含めない方が良い ポリアモリー(多性愛者)の場合、2人以上のパートナーシップを結ぶことがあり、二者に限定しない規定が望ましい | <p>また、本制度は、成年に達しているパートナーのお二人から届出をしてもらうもので、パートナーシップ関係の届出があったことを証明するものです。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 2次元キャラ、スポーツ選手、アイドルなど有名人との仮想結婚も対象とすべきではないか。 | |

2-④ 概要

【意見件数】

482件

【素案の内容】

○ 手続の概要

-制度対象である二人が、知事に対して、パートナー関係にあることを宣誓し、必要書類等を届出

-知事は、宣誓と届出がされたことを証明する受理証明書を発行

受理証明書は都民サービス等の利用時に活用

※当事者に子供がいる場合、子供に関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、当事者の希望に応じて「当事者の子」として受理証明書に「子の名前」を補記

○ 手續は、原則オンラインで完結

○ 婚姻制度とは別のものとして制度を構築

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・パートナー関係にあることを知事に宣誓する必要は無いと思う。 | パートナーシップ関係にある二者の意思を確認するため、宣誓することを求めています。なお、宣誓は、原則としてオンラインシステムで行っていただきます。 |
| <ul style="list-style-type: none">・受理証明書の活用がいかに担保できるかが本制度の肝となるため、議論の中で深められていくことを期待する。また、証明書が様々な場面で受け入れられるよう、制度開始後も都のフォローアップが重要。 | 都が提供する行政サービスのほか、都内区市町村や民間事業者との連携により、受理証明書の活用機会の拡大に取り組んでまいります。 |
| <ul style="list-style-type: none">・子のいる性的マイノリティのカップルに法的な婚姻関係が認められていない中において、希望に応じて子の名前を記載できる点は非常に有効である。当事者として、安心して使える制度だと感じる。ただし、「補記」という表現は変更してほしい。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・子も含めた家族関係を証明する「ファミリーシップ制度」としてほしい。性的マイノリティのカップルに育てられる子供たちの人権を守ってほしい。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・子供の意見は関係なく、当事者の希望に応じて「子の名前」を記載することは、子供の選択の自由や子供の人権を無視することになるのではないか。パートナー関係を証明するだけで連れ子との関係性もある程度示すことができるので、それで十分。子供に関する困りごとは現行制度で対応すべき。 | 当事者に子供がいる場合、子供に関する困りごとの軽減にもつなげる仕組みとするため、当事者からの希望に応じて「当事者の子」として受理証明書の特記事項欄に「子の名前」を記載できるようにいたします。 |
| <ul style="list-style-type: none">・「子の名前の補記」する理由は何か。自治体が同性カップルの子育て支援をするのであれば「子の名前の補記」ではなく、養子縁組手続き支援など、実効性のある支援を行うべき。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・オンライン手続は時代に即していて便利。他の人に知られることを懸念する人や、病気などで直接出向くことが難しい人にとって利用しやすくて良い。 | 手續は、原則オンラインで実施し、アウティング対策を万全にしてまいります。ただし、オンラインによる手續が著しく困難な環境にある方は、東京都庁（東京都新宿区）に御来訪の上、対面で手續を行っていただくようお願いします。 |
| <ul style="list-style-type: none">・原則オンラインではなく、オンラインと来庁での手続きとの両方を可能にしてほしい。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・「婚姻制度とは別のあるもの」の意図が分かりにくい。本制度を導入することで可能になること、可能にならないこと等、婚姻制度との具体的な違いは何か。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・制度の導入は喜ばしいが、あくまで「婚姻制度とは別のあるもの」で、法的効果が無い点が残念。異性愛者が享受する、婚姻による利益・義務を、同性愛者だからという理由だけで受け取れないという、根本的な不平等は解消できていないことを忘れないでほしい。将来的には同性婚ができるようになってほしい。 | 本制度は、多様な性に関する都民の方々の理解推進や、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者の方が暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的としたものです。婚姻制度とは別のあるものであり、法的効果を発生させるものではありません。 |
| <ul style="list-style-type: none">・性的マイノリティと性的マジョリティを分断することなく、婚姻制度よりもパートナーシップ宣誓制度が主制度となるよう、内容や恩恵の充実を図ると良いのではないか。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・本制度が婚姻制度とは別のあるものであるならば、民間企業等に対して婚姻関係に相当する扱いを求めるることは不适当であると感じる。 | |
| <ul style="list-style-type: none">・「婚姻制度とは別のあるもの」とされているが、婚姻制度につながるものだと思う。 | |

3-① 対象者の要件①

【意見件数】

291件

【素案の内容】

双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合うことを約した二者であると宣誓したこと。

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">制度の対象者である性的マイノリティに「性自認」を含むことに反対である。本制度でお墨付きを得ることにより、様々な施設で性自認に基づく性別の方として対応しなければ、差別とされる懸念がある。性自認を含まない、生物学上の定義による同性間のパートナーシップ又は性的マイノリティに限定しないパートナーシップ制度とすべき。 | 本制度は、双方又は一方が性的マイノリティであるお二人から、パートナーシップ関係にあることの宣誓・届出をいただき、届出を受理したことを証明するもので、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減などを目的としており、個々人の性自認や性的指向を証明するものではございません。 |
| <ul style="list-style-type: none">性的マイノリティかどうかの判断は困難で、証明する方法もないため、対象を性的マイノリティに限定しない方がよい。男女の事実婚カップルも含め、幅広い人が利用できる制度としてほしい。 | 一方で、性自認に関しては、当事者の方々が望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じられる等、社会生活の様々な場面で人権に関わる問題に直面している現状があります。都は引き続き、様々な現場において、それぞれの実態と施策目的を踏まえながら、どのような配慮や工夫が可能であるかについて、個別具体的に検討してまいります。 |
| <ul style="list-style-type: none">対象者の要件に「性的マイノリティ」を入れることで、人々をマイノリティとマジョリティに区分することにつながるので、「性的マイノリティ」という言葉を使用しないでほしい。 | なお、都は、人権尊重条例において「いかなる種類の差別も許されない」というオリンピック憲章にうたわれる理念が、広く都民に浸透した都市を実現しなければならない」と明記しております。 |
| <ul style="list-style-type: none">都や他県等の自治体において、対象者を「性的マイノリティ」に限定していないパートナーシップ制度を導入している例もある。都が制度を導入するのであれば、少なくとも都内の制度導入済み自治体より対象者を狭めるべきではない。 | 届出の際に双方又はいずれか一方が性的マイノリティのパートナーシップ関係にある二者であることを宣誓いただき、宣誓をもって性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方々であることの確認をいたします。届出内容に虚偽や改ざんがあった場合、受理証明書の発行簿から登録を抹消し、以降の証明書の発行は行いません。 |
| <ul style="list-style-type: none">性的マイノリティであることの確認をどのように行うのか。どのようにして客観的な判断を行い、受理の可否を決定するのか。自己申告は不正利用につながるのではないか。 | パートナーシップ関係とは、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係とします。 |
| <ul style="list-style-type: none">「パートナー関係」、「人生のパートナー」とはどのような関係か。定義を提示してほしい。 | 本制度は、カミングアウトを強制するものではなく、お二人の意思に基づいて宣誓・届出を行っていただくものです。また、手続のオンライン化や性的マイノリティに係る啓発等の取組によりアウティングの防止に努めるとともに、多様な性に関する都民の方々の理解推進に取り組んでまいります。 |
| <ul style="list-style-type: none">対象者の要件に「性的マイノリティ」が入っているため、宣誓することは、カミングアウトを強制されているように感じる。また、第三者が他者の性自認や性的指向を決めてしまうことにつながるのではないか。 | 対象者の要件については、様々な御意見を踏まえ、「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者である」と宣誓したこととしました。 |
| <ul style="list-style-type: none">「性的マイノリティであることの宣誓」や「相互の人権の尊重」、「継続的に協力し合うことを約束」しないと制度を利用できないということだが、個人の心や感覚の内側にあるものを制度上の要件とすることに違和感がある。婚姻同様、「両者の合意のみに基いて成立」と簡潔にまとめてほしい。 | なお、本制度は婚姻制度とは別のものです。 |

3-② 対象者の要件②

【意見件数】

155件

【素案の内容】

以下の全ての条件を満たしていること。

- 双方が成年に達していること。
- 双方に配偶者(事実婚を含む。)がいないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと。
(パートナー同士で養子縁組をしている場合を除く。)

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・必要な要件だと思う。互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、継続的に協力し合う時に、成年であることや、法律婚していないことが大事だと思う。 | 届出時には、「双方に配偶者(事実婚を含む。)がいないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと」を申告していただきます。届出の内容に虚偽があった場合、受理証明書の発行簿から登録を抹消し、以降の証明書の発行は行いません。 |
| <ul style="list-style-type: none">・婚姻制度を利用できる人、養子縁組で家族関係にある人もパートナーシップを使えるとなると、「性的マイノリティの不便等を軽減する」という制度創設の目的からずれてしまうのではないか。 | また、やむを得ず「パートナーシップ関係に基づき」養子縁組制度を利用している場合は、性的マイノリティの方々への支援という制度趣旨に鑑み、制度を利用できるようにしております。 |
| <ul style="list-style-type: none">・現行の婚姻制度では男性18才、女性16才から入籍が可能なので、それに習って年齢の引き下げをしても問題ない。・成年(18才)は現実的には幼いので、制度対象は20才から年齢引き上げを行うべき。・婚姻可能な年齢と成年が変わる場合も踏まえ、「婚姻可能な年齢に達していること」と変更すべきではないか。・真剣に交際していれば年齢は関係ないはずなので、年齢を制限することはエイジハラスメントではないか。 | 本制度の利用においては、当事者二人の、自分たちがパートナーシップ関係にあるとの意思表明が何よりも重要であることから、当事者二人の意思で制度が利用できるよう、民法第4条に規定する成年に達していることを要件としております。 なお、令和4年4月1日から、成年年齢を18歳に引き下げるなどを定める「民法の一部を改正する法律」が施行されております。 |

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・DV等で正式に離婚成立していない元配偶者がいた場合は例外としてパートナー申請できるようにしてほしい。 ・婚姻制度に重婚罪があるように、パートナーシップの多重登録が判明した場合にも罰則を設けるべき。 ・一対一の関係性を前提とするのは既存の婚姻概念の模倣に見え、2-④の「婚姻制度とは別のものとして制度を構築」に反するように思える。 ・関与する全てのパートナーの同意を得て複数のパートナーと親密な関係を築くポリアモリーの存在も認めてほしいので、「配偶者がいない」や「双方以外の者とパートナーシップ関係がない」という要件は、除外してほしい。 ・「双方以外の者とパートナーシップ関係ないこと」は、どのように確認するのか。 ・パートナーシップ制度利用者が婚姻しようとした際の予防策がないと思われる。 ・「直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係ないこと」という要件は、優生思想的又は根拠に乏しい不必要的制限である。 ・現行の婚姻制度が利用できない中で養子縁組をしているカップルも多いため、制度対象者に含まれている点がよい。 ・遺伝的に近い人でもパートナーシップ関係になれてしまう可能性がある ・パートナーと法的な関係性を結ぶために養子縁組をしているが、書類の提示や続柄の記載を行う場合等、行政・民間に問わらず怪訝な顔をされることもあり、実社会ではかなり使いづらく、公にしづらい。パートナーシップ証明書があれば、実社会で二人の関係性を説明しやすくなる。 ・パートナーの親と養子縁組し、パートナーと兄弟になっている場合にも、制度が利用できるようにしてほしい。 ・既婚者トランスジェンダーが、性別適合手術をして戸籍変更をしたことで、同性婚状態となり、婚姻関係がなくなったとき、養子縁組に変わるものとして使える旨を、追記してほしいです。 ・既婚者の場合、離婚後何ヶ月後に受理可能などの要件が必要ではないか。 | <p>届出時には、「双方に配偶者(事実婚を含む。)がいないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係ないこと」を申告していただきます。届出の内容に虚偽があった場合、受理証明書の発行簿から登録を抹消し、以降の証明書の発行は行いません。</p> <p>また、やむを得ず「パートナーシップ関係に基づき」養子縁組制度を利用している場合は、性的マイノリティの方々への支援という制度趣旨に鑑み、制度を利用できるようにしております。</p> <p>本制度は、婚姻制度などの法制度とは別のものとして構築しております。そのため、法的効果を発生させるものではありません。</p> |

3-③ 対象者の要件③

【意見件数】

224件

【素案の内容】

以下のいずれかの条件を満たしていること。

○ 双方又はいずれか一方が都内在住であること。

○ 双方又はいずれか一方が都内在勤・在学であること。

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・いずれか一方が都内在住・在勤・在学が対象者ということで、単身赴任等で離れて暮らす場合でも証明書を取得できるのが良い。・東京都の制度であるので、双方とも都内在住としたり、在住何年以上という要件を設けたりすべきではないか。都民以外を含めることにはどのような意図があるのか。・都内在住・在勤・在学以外の人も対象としてほしい。・事前にパートナーシップ宣誓をしていれば物件探しや購入(ローンを組む)等もスムーズになるため、都内転入予定者も対象に含めてほしい。・家族の在り方や生活様式が多様化している現代において、双方またはいずれかが都内在勤・在学であれば対象となる点が、首都東京の実情に適していてよい。ぜひ都の制度を利用したい。・都内在勤で都外在住の人でも都内の病院にかかる時に安心できる。・制度のある自治体へ転入又は多くの自治体で制度が導入されればよいため、都内在勤・在学まで含める必要はない。・学生を対象にすると学業の妨げになる。 | 本制度は、「東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続ける」よう制定された人権尊重条例の趣旨を踏まえ、都内在勤・在学者も対象とする制度といたします。 なお、3ヶ月以内に都内転入予定の方も対象となります。 |
| <ul style="list-style-type: none">・「都内在勤」はどのように確認するのか。・在勤何年以上など期間を定めないのか。・また、次のような場合の取扱いはどうなるのか。<ul style="list-style-type: none">…週何日以上都内に勤務すれば「在勤」とみなされるのか。…都内の会社に都外の自宅からリモートで勤務している場合は対象となるのか。…一時的な転勤や年単位の長期出張等の場合はその都度関係が解消されるのか。・外国人や海外在住者も対象に含めてほしい。・外国籍の場合、配偶者や他のパートナー関係ないこと、親族関係ないことの確認が取れないと思われ、日本国籍を有することを要件に加えるべきである。・転居や転勤、卒業等により条件を満たさなくなった場合は、自動的に認定が取り消されるのか。 | 都内に在勤であることが確認できる在勤先の法人等が発行した書類の提出により、確認いたします。詳細については、今後公表します。 |
| | 本制度の要件を満たす場合には、国籍は問いません。提出書類は、制度案に記載のとおりです。 |
| | 転居や転勤、卒業等により、本制度の要件を満たさなくなった場合には、変更届をご提出いただく必要があります。 |

4.手続の流れ(全般)

【意見件数】

191件

【素案の内容】

- 手続きは、原則オンラインで実施

※データは、国基準の安全性評価を受けたクラウドサービス等を活用する等により、厳重に管理

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体の場合は、窓口の空いている時間のみの対応や事前予約が必要な場合が多いので、オンライン手続で完結できるのは当事者の利便性が図られていてよい。役所の業務改善にもつながる。 ・オンライン手続で完結することで、直接窓口に行くハードルが下がり、職員や周囲の方に見られる精神的ストレスも軽減されてよい。 ・ライフステージのイベントとして捉えている方やオンライン対応できない方もいるため、役所での対面手續にも対応してほしい。 ・オンライン手続を強調しすぎると、性的マイノリティのパートナーシップが「隠すべきもの」というメッセージを発信することになるため、役所での手続の併用も重要である。 ・婚姻と同等の手續を目指すべきなので、本制度がオンライン手続で完結としているのに違和感がある。婚姻もオンライン手續が可能となるのであれば、オンライン手續でよい。 ・手続をオンラインにすると実態がつかみにくくなるため、反対である。本人同意の確認を厳格に行うためにも対面とすべき。 ・証明書発行後に定期的にメールでフォローアップしてもらえる点がよい。 | <p>手續の流れについては、アウティングへの懸念や利便性の向上等、様々な御意見を踏まえ、原則、オンラインシステムにより実施することとしております。なお、オンラインによる手續が著しく困難な環境にある方は、東京都庁(東京都新宿区)に御来訪の上、対面で手續を行っていただくようお願いします(事前予約制)。</p> <p>また、証明書発行後も、受理証明書を保有する方に対し、年一回程度定期的にメール連絡し、都の施策等についての情報提供や困りごとの把握を行うとともに、変更等の届出漏れがないよう御案内します。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・既に区のパートナーシップ制度に登録済みの場合には、区と都で連携し、都への申請は不要としてほしい。 | <p>他自治体のパートナーシップ制度は、都の制度とは別の制度であることから、都の制度を御利用になる場合は改めて都に届出をいただく必要があります。今後、証明書の相互活用を促進することで、都への届出を行わなくとも、都の証明書と同等と取り扱えるように検討してまいります。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・受理証明書に効力があった方がよい人もいるため、公正証書を必要とする証明書と必要のない証明書の2種類を利用者が選択できるとよい。 ・パートナーシップの届出にあたって、どのような書類が必要になるか、また証明書の取得までどれくらい期間がかかるか。 ・「宣誓」というのは、何を誰に宣誓するのかが不明。 ・手続きは厳格化すべき。簡単に宣誓し簡単に解消するようなものであるなら、そもそも、このような制度を創設する必要が無い。また、手続を簡略化することで、制度の悪用につながる可能性が高まる。 ・もっとシンプルにすべき。 | <p>都としては、性的マイノリティの方々の意思を尊重し、宣誓をもって二者の関係を確認することが適当と考え、本制度は公正証書の提出を求めないパートナーシップ宣誓制度といたします。</p> <p>必要書類や宣誓の内容等の手續の詳細は制度案に記載のとおりです。不備のない届出を受理してから、原則10開庁日以内に受理証明書を発行します。</p> |
| | <p>オンライン手續では、要件該当の有無や本人確認を厳格に実施し、安心して御利用いただける制度を構築してまいります。</p> <p>都は、ユーザビリティ(使いやすさ)の高いシステム構築や、利用者マニュアルの整備・手續方法の周知等により、利用者の利便性向上に努めてまいります。</p> |

4-① 届出

【意見件数】

173件

【素案の内容】

○ パートナー関係にある二人が、原則、オンラインで必要書類等を届出

※要件確認及び本人確認のため、戸籍抄本、住民票及び運転免許証等の写しを提出

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|---|
| ・金銭的・精神的負担が大きい公正証書の作成・提出が不要な点がよい。 ・公正証書も必要書類に含め、法的効力のある制度としてほしい。 | 都としては、性的マイノリティの方々の意思を尊重し、宣誓をもって二者の関係を確認し、証明することが適當と考え、本制度は公正証書の提出を求めるパートナーシップ宣誓制度とすることとしたしました。 |
| ・オンライン届出の際、カードリーダ等が必要なような手間のかかる仕組みにしないでほしい。 | オンライン手続に必要となる機器等は、制度案に記載のとおりです。インターネット接続が可能なPC、タブレット端末又はスマートフォン等を、御自身の負担で準備していただく必要がありますが、カードリーダ等の特別な機器は不要です。 |
| ・オンライン手続に対応できる機材がない場合や画像が不鮮明の場合もあるため、郵送等での届出も認めてほしい。 | オンライン手続に必要となる機器等は、制度案に記載のとおりです。機器をお持ちでない等、オンラインによる手續が著しく困難な環境にある方は、東京都庁(東京都新宿区)に御来訪の上、対面で手続を行っていただくようお願いします(事前予約制)。 |
| ・オンライン届出とすることで、本人確認が曖昧になる。悪意があって届出をした場合についてどのように都が対応するのか疑問。 | 本人確認は厳格に行ってまいります。他人へなりました虚偽の届出であることが判明した場合には、受理証明書の発行は行いません。また、個人情報を伏せた上で、発行時に付した交付番号を公表する場合があります。 |
| ・届出の添付書類として提出する戸籍抄本や住民票のデータは写真撮影をして送るのか。データ保管等流出の心配はないか。 | 添付書類は、写真撮影又はスキャンしたデータを送付いただきます。データは国基準の安全性評価を受けたクラウドサービス等の活用等により、厳重に管理いたします。 |
| ・届出の添付書類等の画像データは偽造等が容易なため、制度の信頼性が低いものになってしまうのではないか。また、住民票の真正性を確認するために都が基礎自治体に照会を行うようがないようにしてほしい。 | 提出書類の確認は厳格に行い、疑義がある場合は再提出いただく予定です。なお、個人情報保護の観点から、都から他自治体への照会は行いません。 |
| ・戸籍抄本が必要な理由を示してほしい | 制度案に記載のとおり、要件(婚姻していないこと)を満たしているかを確認するために提出をお願いします。 |
| ・外国籍の人が届出をする場合、具体的にどのような書類が必要になるか。性的マイノリティを迫害するような国や、必要となる証明書の入手が困難な場合もあるため、外国籍の場合の書類を簡略化してほしい。 | 制度案に必要な書類について記載いたしました。 なお、必要となる証明書の入手が困難な場合は個別に御相談に応じます。 |
| ・届出日を特別な日などに合わせたいので、誰でもいつでもできるようにしてもらえると嬉しい。 | オンラインシステムを御利用いただくことで、いつでも届出いただくことが可能です。受理証明書には、お二人が届出を提出された日付も記載されます。 |
| ・役所に取りに行く必要のある提出書類が多く、オンラインで届出が完結するというメリットが損なわられないよう、手続を簡略化してほしい。公正証書等の提出は不要としてほしい。 | 提出書類は、制度案に記載のとおりです。要件該当の有無を確認するため、必要な書類の御提出をお願いします。なお、公正証書の提出は必要ありません。 |

4-② 証明書発行

【意見件数】

178件

【素案の内容】

○ 都は、提出内容に不備がないことを確認の上、受理証明書をオンライン発行

※ 希望に応じて、「通称名」や「子の名前」の補記も可能

※受理証明書の内容:交付番号、二人の氏名及び生年月日、届出年月日、交付年月日 等

※届出内容の虚偽又は受理証明書の改ざん等が判明した場合、当該受理証明書は無効

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|--|
| ・オンライン証明書については、有効性が明らかになるようする等、信頼性を高めたものとしてほしい。 | オンライン手続きにおいても、要件に該当するかの確認や本人確認は厳格に実施し、安心して利用いただける制度を構築してまいります。 |
| ・受理証明書や届出書には、性別の記載がないようにしてほしい。アウティングの危険性も踏まえ、証明書の記載事項については、慎重に検討してほしい。 | 届出書や受理証明書に性別欄は設けません。また、受理証明書にはアウティング防止のための注意事項を記載予定です。 |
| ・証明書の発行手数料は無料にしてほしい。 | 受理証明書の発行手数料はかかりません。なお、届出時に必要な戸籍抄本等の発行手数料は御自身で負担いただくようお願ひいたします。 |
| ・住民票や戸籍謄本の写しを取得する際のように、同等又はそれ以上の手数料を徴収すべきである。 | 受理証明書は原則オンライン発行とします。紙の受理証明書が必要な場合は、御自身で印刷するようお願ひいたします。 |
| ・証明書は、事故や災害時にも便利なよう、オンラインとアナログ(紙やプラスチック製の持ち歩き可能なカード型等)の証明書の両方を選べるようにしてほしい。また、証明書の受取方法も、郵送や対面で受け取れるようにしてもらいたい。 | 受理証明書は、スマートフォンでも表示できるようにします。 |
| ・証明書は、スマートフォンでも表示できるようにしてほしい。 | いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| ・受理証明書のデザインは、申請してよかつたと思われるデザインとしてほしい。 | 本制度は、性的マイノリティのパートナーシップ関係に伴う生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的としています。そのため、性別違和のある方等で日常的に通称名を使用されている場合、通称名の記載を可能とします。記載に当たっては、健康保険証や社員証等、日常的に通称名を使用している事実が確認できる書類を提出いただきます。 |
| ・「通称名」の記載を許容する根拠を提示してほしい。性自認だけで通称名が使えるのは安易ではないか。性自認が変わった場合等には、通称の変更は可能なのか。医師の診断と改名の手続を連動させるべきではないか。 | 子供の名前の記載は希望制です。届出に当たっては、お子様に制度趣旨や受理証明書の活用場面についての御説明をお願いします。 |
| ・トランスジェンダーにも配慮し、「通称名」が記載できる点がよい。 | また、変更届を提出いただくことにより、記載の追加や削除も可能とします。 |
| ・「子の名前」の補記は、子供に関する困難・不安を抱えるカップルにとって必要なものであり、安心して利用できるよう働きかけを行ってほしい。一方、記載したくないカップルに強制することのないよう運用に注意してほしい。 | 子供の名前の記載は希望制です。届出に当たっては、お子様に制度趣旨や受理証明書の活用場面についての御説明をお願いします。 |
| ・届出後に子が出生または養子縁組した場合、「子の名前」の補記の追加ができるようにしてほしい。 | また、変更届を提出いただくことにより、記載の追加や削除も可能とします。 |
| ・「子の名前」については、子供の人権も尊重し、一定程度の年齢以上の「子の名前」を記載する場合には、子供の同意を必要としてほしい。また、親のパートナーが、受理証明書を使って病気の子の手術同意などができるようにしてしまったら、子供の身の安全が確保されないのではないか。 | 制度を利用している方の情報は個人情報に該当するため、第三者への提供は行いません。都では、性自認及び性的指向に関する専門相談窓口を設置しておりますので、御相談についてはそちらを御利用ください。また、都の支援策についての情報提供や困りごとの把握をするため、定期的に(年一回程度)メール連絡をする予定ですので、御活用ください。 |
| ・マイナンバーに紐づけて、困ったときに窓口等に繋げられると便利である。 | 届出内容の確認は、複数名によるチェックを実施する等、厳格に行います。届出内容に疑義がある場合は、添付書類の再提出を求めるなど、確認をしっかり行ってまいります。 |
| ・不正利用防止のために、申請書類の審査を厳しくした方が良い。 | 本制度は、性的マイノリティの方々のパートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげることを目的とし、宣誓・届出に基づき受理証明書を発行するものです。受理証明書は、都民向けサービス事業等を利用する際に御活用いただけます。 |
| ・男女の婚姻と異なり、証明書を発行することに違和感がある。 | |

4-③ 変更等の届出

【意見件数】

130件

【素案の内容】

- 住所等の変更があった場合や死亡時
- パートナー関係を解消した場合
- 転居、転職又は卒業等により双方が要件を満たさなくなった場合

※都は、受理証明書を保有する方に対し、年一回程度定期的にメール連絡し、都の施策等についての情報提供や困りごとの把握を行うとともに、変更等の届出漏れがないように促す。

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|--|
| ・変更等の届出は、利用者任せにするのではなく、少なくとも転居については住民票と連動すべきではないか。 | 個人情報の取扱いの観点から、御本人からの届出をもって手続きを行います。 |
| ・パートナーの一方が亡くなった場合、死亡届の提出後に証明書は返還になるのか、もしくは無効になるのか。 | パートナーシップ関係にあるお二人のうち一方が亡くなった場合には、変更届を御提出いただきます。死亡後に受理証明書の発行依頼があった際は、一方がお亡くなりになっていることが記載された受理証明書が発行されます。 |
| ・解消する際には両方からの届け出が必要になるのか。例えば、片方に意思能力がなくなってしまった場合などもあるため、可能であれば片方の届出により解消となると良い。 | 解消届は、一方からの届出のみで受け付けます。ただし、解消届が提出されたことは、双方にお知らせいたします。 |
| ・「転居・転勤等で双方が要件を満たさなくなる」というのは、憲法第22条第1項の移転の自由に違反するのではないか。 | 本制度は、移転を制限するものではありません。 |
| ・仕事等の事情により、利用者の双方が要件を満たさなくなった際には、転入先の自治体に提示できる証明書のようなものを都が発行してくれると便利である。 | いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| ・婚姻の場合には定期的な連絡を送らないにも関わらず、本制度利用者に年1回程度の連絡を行う理由を示してほしい。 | 本制度は、性的マイノリティの方への支援策であることから、都の支援策についての情報提供や困りごとの把握をするために、定期的にメール連絡をいたします。 |
| ・年1回程度のメール連絡で継続的にニーズ把握できる仕組みは評価できるが、隨時連絡できる窓口の設置も検討してほしい。 | 都は、性自認及び性的指向に関する専門相談窓口を設置しております。お困りの際は、隨時御相談ください。 |
| ・制度化するのであれば、関係が継続しているかの追跡調査が必要ではないか。 | 年一回程度のメール連絡で困りごとや変更等が無いかをお伺いします。 |
| ・「子の名前」の記載を、子供本人が削除できるようにしてほしい。 | 子供の名前の記載や削除については、パートナーシップ関係の届出をされる方からお申し出いただく必要があります。なお、届出に当たっては、お子様に制度趣旨や受理証明書の活用場面についての御説明をお願いします。 |
| ・他自治体のパートナーシップ制度との連携は、どのように行うのか。婚姻と同様の情報管理をしてほしい。 | 個人情報の取扱いの観点から、他自治体との情報共有は実施いたしません。都内区市町村とは証明書の相互活用等の連携を図ってまいります。 |
| ・既存の制度利用者には、関係を解消したにもかかわらず届け出ていない人がいる。変更等の届出は必須である。 | 変更届の提出は必須としております。都から年一回程度定期的にメール連絡し、都の施策等についての情報提供や困りごとの把握を行うとともに、変更等の届出漏れがないように御案内します。 |
| ・法的に有効なものではないだけに、気軽に登録して、放置するケースも考えられる。職場が東京都外に移ったケースなどは追跡が困難なので、有効期限を設けて期限がきたものは無効にすべき。 | 本制度は、パートナーシップ関係にあるお二人が、人生のパートナーであると宣誓した上で届け出ていただくものであり、決して軽々しく利用されるものではなく、有効期限は不要と考えております。 なお、変更届の提出は必須としております。都から年一回程度定期的にメール連絡し、都の施策等についての情報提供や困りごとの把握を行うとともに、変更等の届出漏れがないように御案内します。 |
| ・婚姻制度と同様に永続的な権利であってほしい。 | 本制度は、婚姻制度とは別のものとして構築しております。受理証明書に有効期限は設けませんが、要件に該当しなくなった際には、変更届を御提出いただくことになります。 |

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|---|--|
| ・パートナー関係を解消、という項目自体がこの制度を作る時点で出てくることがよく分からない。自由すぎる。秩序がない。 | 本制度は、パートナーシップ関係にあるお二人が、人生のパートナーであると宣誓した上で届け出させていただくものであり、決して軽々しく利用されるものではないと考えておりますが、様々な御事情で、パートナーシップ関係を解消される場合はあるものと認識しております。 |
| ・「当該受理証明書は無効となります。」と書かれているが、「無効」ということは、それまでは「有効」で法的効力があると考えているのか。法的効力がないのであれば、なぜ「無効」という「効力が無くなる」という意味の言葉を使っているのか。 | 受理証明書は、パートナーシップ関係にあることの届出があった事実を証明するものです。「無効」という言葉を使用しているのは、虚偽等が判明した場合、都が受理証明書の発行簿から登録を抹消し、以降の証明書の発行を行わないことを分かりやすく説明するためです。 |

4-④ 証明書再発行

【意見件数】

67件

【素案の内容】

- 都は、制度利用者からの申し出により、最新の日付の受理証明書をオンライン発行

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|--|
| ・必要に応じて再発行ではなく、サービス利用時に提出できるよう、紙ベースを含め、隨時発行するシステムとしてほしい。 ・証明書は届出をした時点で発行されるため、「再発行」ではなく、「届出事項証明書」の新たな「発行」ではないか。 | 様々な御意見を踏まえ、「再発行」ではなく、「最新の日付の受理証明書を届出システムにより随時発行」と修正いたしました。なお、紙の受理証明書が必要な場合は、御自身で印刷をお願いいたします。 |
| 住民票と同じようにコンビニなどでも再発行できるようにしてほしい。 | 証明書の発行が必要な際は、都のオンライン届出システムで随时届出を行うことが可能です。 |
| パートナーの死亡に伴う生命保険金給付申請など、パートナーの死後も証明書が必要となる場合もあるので、死亡年月日までパートナーであったことがわかるような、証明書再発行ができるようにしてほしい。 | 一方がお亡くなりになった旨の届出をいただければ、特記事項欄に死亡年月日を記載した受理証明書を発行いたします。 |
| 関係書類・情報を戸籍の除籍簿に準じて長期間(少なくとも50年以上)保存してほしい。 | 都の文書管理規程等に基づき、適切に保存いたします。 |

5.受理証明書の活用

【意見件数】

363件

【素案の内容】

- 都が提供する都民向けサービス事業について、受理証明書を保有する方が活用できるよう検討
 - ※ 法律等により国が対象者を規定している事業は対象外
 - ※ 各事業において受理証明書を保有する方が活用できるようになった場合でも、受理証明書を保有していることに加え、各事業の個別要件を満たしていることが必要
(例:都内在住を必須としている都民向けサービス事業 等)
- 都内区市町村との証明書の相互活用等に関し調整を図る
- 民間事業者の各種サービスや従業員の福利厚生での活用を働き掛け

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・当事者の方の「生活上の不便等を解消」することができる実際的な運用がされるよう期待している。・行政や民間を問わず、病院(手術同意、付添、面会等)や不動産(賃貸、購入(ローン))、高額商品の購入、保育園や教育機関において、証明書を活用することで、夫婦又は親族等と同様の扱いとなるようにしてもらいたい。また、証明書により、パートナーの代理人となれるようにしてほしい。・法律によって婚姻関係にある者のみに限定される権利以外においては、婚姻制度利用者と同等の権利を保障してほしい。国の規定により活用できない事案については、国に働きかけや提案をしてほしい。・法律婚や事実婚と同等の法的効果やサービスが受けられるようにしてほしい(医療、住宅、相続、税制、職場における福利厚生、養子縁組や里親制度、外国籍パートナーの在留資格など)。・都が提供する都民向けサービス事業が未定のまま制度を先行して始めることに対して違和感や危機感がある。本制度を導入することで、制度利用者以外の都民がサービスが受けられなくなるようないようにしてほしい。・都の判断で運用できるものについては、積極的に本制度を活用できるよう進めてほしい。まずは都職員の福利厚生での活用等、都が模範を示しながら、民間事業者にもしっかりと働きかけをしてほしい。・条例で保障される範囲はどこまでになるのかを明確にしてほしい。民間の福利厚生等については、活用の働き掛けにとどまらず、義務化してほしい。・民間企業への働きかけについて、数値目標を設定・公表し、制度が機能しているかを確認できるようにしてほしい。また、インセンティブや補助金を出す等により、民間企業の取組の後押しをしてほしい。 | <p>「受理証明書の活用」の具体的な内容は、制度案に記載のとおりです。 本制度は、制度利用者をその他の方よりも優遇するものではありません。また、本制度は婚姻制度とは別のものとして構築しており、法的効果を発生させるものではありません。 パートナーシップ制度の周知、多様な性に関する都民の理解推進に向けた啓発等や民間事業者への働き掛け等を通じて、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりに努めてまいります。</p> |
| | <p>いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p> |

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|--|
| ・民間企業への働きかけにおいては、性的マイノリティへ当事者の差別の禁止や不適切な対応の防止を働きかけるなどの内容も含めてほしい。 | 人権尊重条例第4条において、「都、都民及び事業者は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。」と定めており、引き続き啓発等の取組を推進してまいります。 |
| ・都外の制度導入済み自治体も含め、手続の共通化や証明書の相互利用が可能となるよう検討することが必要。 | いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| ・制度導入済みの都内自治体と連携するだけではなく、制度を導入していない自治体に対して、働きかけや情報共有を行ってほしい。 | 都内区市町村とは、パートナーシップ制度導入済みかどうかに関わらず、証明書の相互活用等の連携を図ってまいります。 |
| ・具体的にどのように活用でき、証明書があることで具体的に活用できるサービスや発生しうるデメリットについて、具体的に分かりやすく情報発信をしてほしい。 | |
| ・素案では具体性に乏しいが、活用サービスをどれだけ広げられるかが重要である。そのためには活用のガイドラインを策定・配布するなど、効果的に制度の周知を行ってほしい。 | 受理証明書を活用することで利用可能となる都民向けサービス事業については、確定次第、順次お知らせします。また、制度開始に向けて積極的な広報や、アウティングが起こらないような普及啓発、適切な情報発信に取り組んでまいります。 |
| ・制度が導入されても活用場所や活用先の現場における理解がないと意味がないため、制度の普及啓発・理解促進に取り組んでほしい。サービス提供時にアウティングが起こらないような教育も必要。 | |
| ・パートナーシップ証明書がなくともすでに対応がされている分野において、証明書がないと対応できない等とならないよう、適切な情報発信を行ってほしい。 | 都は、性自認及び性的指向に関する専門相談窓口を設置しております。また、性自認及び性的指向に関する人権課題について、啓発行事の開催や啓発映像の放映等、あらゆる機会を捉えた効果的な啓発を引き続き実施してまいります。 |
| ・受理証明書を活用できるのはいつ頃になるか。 | 令和4年11月の制度運用開始後、順次、受理証明書を各サービス提供先で活用いただくことが可能になります。なお、都が提供する都民向けサービス事業について、具体的に受理証明書の活用が可能となる時期は、各事業によって異なるため、順次お知らせしてまいります。 |
| ・証明書があることで、外国人の永住権を取得、不動産の売買等が認められるようになるか。 | 本制度は、都にパートナーシップ関係にあることの宣誓、届出をいただき、届出を受理したことを証明するものであり、法的効果を発生させるものではありません。 |
| ・本証明書によって女性専用施設等の使用が可能となる場合は、身体的に女性であることという要件を追加してほしい。 | 本制度は、双方又は一方が性的マイノリティであるお二人から、パートナーシップ関係にあることの宣誓・届出をいただき、届出を受理したことを証明するもので、お二人がパートナー同士で生活していく上での不便の軽減などを目的としており、個々人の性自認や性的指向を証明するものではございません。 一方で、性自認に関しては、当事者の方々が望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じられる等、社会生活の様々な場面で人権に関わる問題に直面している現状があります。都は引き続き、様々な現場において、それぞれの実態と施策目的を踏まえながら、どのような配慮や工夫が可能であるかについて、個別具体的に検討してまいります。 |
| ・性的マイノリティを騙る人が、制度を利用して証明書をたてにした悪事を行う可能性があると思う。 | 届出時の本人確認や要件確認を厳格に行います。また、受理証明書発行後に届出内容に虚偽があったことが判明した場合、受理証明書の発行簿から登録を抹消し、以降の証明書の発行を行いません。また、個人情報を伏せた上で、発行時に付した証明書交付番号を公表する場合があります。 |

6. スケジュール

【件数】

204件

【素案の内容】

令和4年2月 令和4年第一回都議会定例会にて、制度素案を報告

令和4年2月14日(月)～3月31日(木)※ パブリックコメント実施

令和4年6月 令和4年第二回都議会定例会にて、人権尊重条例の改正案を提案(予定)

令和4年秋 制度開始(予定)

※素案発表後、パブリックコメントの期間を4月11日(月)に延長(令和4年3月30日(水)発表)

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・本年秋の制度開始ということで、スピーディーでよい。・一刻も早く制度の運用が始まることを期待している。条例改正は必須ではないので、もっと早く導入してほしい。・制度開始の明確な年月日を知りたい。・今回提示された素案は大雑把で実態調査の結果も公表されていないことから、このパブリックコメントだけで十分に民意を把握できるとは言えない。より詳細な条例案を作成し、あらためてパブリックコメントを実施後、議会に諮るべきである。広く意見を聞き、しっかりと検討をする内容である。慎重を期し、丁寧に進めてほしい。 | <p>スケジュールについては、様々な御意見を踏まえ、令和4年11月1日に運用開始予定です。なお、届出の受付は10月中下旬から開始を予定しています。</p> <p>また、都議会での議論を経て制度を創設することが必要と考え、制度の根拠を条例に位置づけることとしました。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・世間一般的に賛否両論がある制度で意見を求めるのは良いが、集めた意見を公表することもせず、運用を開始するのはおかしい。 | <p>「性自認及び性的指向に関する調査」の結果は、令和4年3月30日に公表いたしました。なお、これに伴いパブリックコメントの期間を、同年4月11日までに延長いたしました。</p> <p>本パブリックコメントでいただいた幅広い御意見を踏まえ、都で検討を進め、制度案を取りまとめました。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・女性スペースや女性のための制度を侵害される危険性を感じている方々の意見を聞いている団体の意見は聞かないまま、拙速に進めている。 | <p>本パブリックコメントや有識者等へのヒアリングを通じて、都民の皆様をはじめ様々な方々からの御意見をお伺いし、それらを踏まえ都で検討を進め制度案を策定しております。</p> |
| <ul style="list-style-type: none">・他のマイノリティの人権を脅かし、多様性を認めない社会になる危険性のある制度なので、制度開始は無期限延期にした方がよい。 | <p>人権尊重条例において、都は「多様性を尊重する都市をつくりあげる」ことを明記しております。本制度は、そうした都市の実現に向けて、東京に集う多様な人々の人権が誰一人取り残されなく尊重されるために必要な施策であると考えています。</p> |

7. その他の御意見

【意見件数】

2,122件

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・当事者として、東京都がこのような取り組みをすることについてとてもありがたく、嬉しく思っている。都内で安心して暮らすことにつながり、心強く感じる。 ・東京都には、コロナ対策や震災対策、経済対策など、他に優先すべき課題があると思う。 ・趣旨・建付・手段など性的マイノリティ当事者が求める実現可能な実利便益を網羅している制度である。ぜひ早急に進めてほしい。 ・議論がまだこなれていないように思う。制度化されることによって社会にどのような影響が生じるのか等、もう少し広く議論してほしい。理解を深めるために、当事者の声を聞いてみたい。 ・一度、白紙に戻して検討しなおしてほしい。パートナーシップ制度という言葉自体が必要ない。 ・実際の当事者や当事者周辺の方々の生活や人権に即した制度を練り、実施してほしい。 ・問題の本質を見極めた制度を作ってほしい。LGBTという言葉は、問題の本質を逆に見えなくする言葉だと思う。 ・性的マイノリティにも様々な人がいると思う。ごちゃ混ぜにしていることに違和感がある。 ・一部の過激な人の意見ばかりを取り上げないようにしてほしい。東京都は日本の中心であり、日本全体に悪影響を及ぼし兼ねない。 ・本来であれば、法律婚を認めるのが公平かつ平等であるが、本制度の創設は全ての人が暮らしやすい社会への一歩である。普通に一生懸命生きている人が平等な権利を保証されるのが当たり前になるとよい。 ・制度の利用者の人数に関わらず、選択できることが何よりも大事である。伴侶として生きていきたい2人がいて、制度的に認められたいと願っているのであれば、応援したい。制度は、制度を必要としている方のために作られるものである。 ・本制度の制定にとどまらず、同性での子育てについての制度の制定も進めてほしい。 ・未だ導入していない自治体が続きやすくなるようなよい制度となるとよい。日本の多様性を都が牽引する気概を持ってやってほしい。 ・他の自治体での制度導入の流れに乗り遅れないようにしているだけに思える。 ・制度が導入され、性的マイノリティが可視化されることで、少しずつでも偏見がなくなって、誰でも平等に生活できるようになるとよい。 ・異性同性関係なく、生涯を共にしたいと思い合う人達が家族になれる社会であってほしい。 ・人の心を制度で縛ることはできない。制度化に当たって、考え方や概念を扱うべきではない。 ・秘密にしたいので反対。 <p>・本制度の導入により、性的マイノリティの中にも公認(制度利用者)と非公認(非制度利用者)という分断を生む可能性がある。</p> | <p>本制度の創設に当たって、都は、当事者を含む有識者の方々へのヒアリングや都民等に対する「性自認及び性的指向に関する調査」、本パブリックコメントによりいただいた様々な御意見を踏まえ、制度案を策定いたしました。</p> <p>人権尊重条例に基づき、東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けるよう、本制度を含め、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。</p> |

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・新しい制度を作るのではなく、世の中の人がLGBTのことを理解したり、実際に当事者達が不便だと感じていることを具体的に把握し、個別に対応すれば十分である。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・制度の導入よりも先に、当事者が利用可能な相談窓口の設置やケアを行うことで孤独・孤立を減らすこと、作文や標語募集等により社会全体での相互理解の推進等を進めるべき。 | 都は、これまで多様な性の在り方についての正しい知識を普及し、理解を促進するための啓発を継続的に実施してきたほか、専門の相談窓口も設置してまいりました。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・マイノリティの方々への差別はあってはならないと考えるが、制度化は必要ない。全ての人に都合の良い制度や法律は無いと思う。 | 人権尊重条例に基づき、東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けるよう、本制度を含め、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・マイノリティの人権を蹂躪すればバッシングされる社会である。声の大きなマイノリティの声のみに耳を傾けるのではなく、マジョリティの本音にも耳を傾けてほしい。マジョリティへの逆差別につながるおそれもある。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・同性愛者の家庭で養子として育てられた子供は、間違った価値観を植え付けられることになり、家庭が愛を育む場所でなくなる。性的嗜好と愛情を同一視することは間違いである。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「性自認及び性的指向に関する調査」の中間集計結果が曖昧である。どのような質問をしたのか分からず、必ずしも参考にできるものではない。詳細な調査結果をしっかりと公表すべきである。 | 「性自認及び性的指向に関する調査」の結果は、令和4年3月30日に公表いたしました。なお、これに伴いパブリックコメントの期間を、同年4月11日までに延長いたしました。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「性自認及び性的指向に関する調査」の結果では、困りごとを経験した当事者は33%、同様の制度のある自治体で制度を活用している人は当事者の方々の20%にも満たなかったことから、多くの人が困っておらず、制度も必要としていないように思える。誰のため・何のための制度かが不明である。少数の人たちのために制度を変えるのではなく、性的マイノリティへの理解を進める施策を行うことが先ではないか。 | <p>本制度の創設に当たって、都は、当事者を含む有識者の方々へのヒアリングや都民等に対する「性自認及び性的指向に関する調査」、本パブリックコメントにより、様々な御意見を多数いただき、それらの意見を踏まえ検討を進め、制度案を策定いたしました。</p> <p>当該調査では、当事者を含む都民等の約7割の方がパートナーシップ制度が必要と回答されております。また、本パブリックコメントにおいても、住まい探しや急な病気の際など、生活の根幹にかかわる部分で、性的マイノリティのパートナーシップ関係に係る困難を感じられているとの御意見をいただいております。</p> <p>都は、「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者」を対象に、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、本制度を創設します。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・同性婚を認めないことは憲法14条にも反しているからこそ改憲や法律等で対応することが必要である。都が独自に制度を作るのは後々問題が出てくることになるのではないか。 | 本制度は婚姻制度とは別のものとして構築しております。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・多言語での広報を行ってほしい。 | 多言語での広報にも取り組んでまいります。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「プライバシーを考慮してオンラインで完結」とのことだが、オンラインがプライバシーのためにあるという誤解を生むことになる。 | 手続のオンライン化により、アウティングへの対策に万全を期すほか、オンラインによるメリットを活かし、いつでも届出ができるなど、制度利用者の利便性の向上も図ってまいります。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・渋谷区では、パートナーシップ制度に関連して、公正証書作成支援を実施している。渋谷区のように、金銭支援等の実効性のある施策を実施すべきである。 | 当事者を含む有識者等へのヒアリングや本パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえ都で検討を進め、本制度は公正証書の提出を求めないパートナーシップ宣誓制度とすることといたします。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本制度は世間の関心も高いので、制度の利用者数など、情報公開を積極的に行ってほしい。 | 制度の利用者数等は、利用者の個人情報を除いた形で、都のウェブサイトにて定期的に公開する予定です。 |

| 主な御意見の概要 | 都の考え方 |
|---|---|
| ・極めてセンシティブな情報のため、情報管理を厳重且つ適切に実施してほしい。 | データは、国基準の安全性評価を受けたクラウドサービス等で厳重に管理いたします。また、個人情報の公開や第三者への提供は行いません。 |
| ・多様な性や婚姻制度、家族の在り方については、世間の価値観等の変化の激しい事柄であることから、制度導入後も積極的に見直し、より良い方向に発展させていく必要がある。 | 人権尊重条例に基づき、東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けるよう、本制度を含め、引き続き様々な施策に取り組んでまいります。 |
| ・本制度の導入とあわせ、SOGIハラスメント禁止について条例に明文化し、パートナーシップ宣誓を行いやすい環境を整えてほしい。 | 人権尊重条例第4条において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない旨を規定しております。都は、引き続き性自認及び性的指向に係る人権課題に取り組んでまいります。 |
| ・国政レベルで同性婚の是非として対応すべき事案、制度である。法律婚に生じる不利益が生じないのに、利益だけを享受する行政サービスの拡大には反対である。 | 本制度は婚姻制度とは別のものとして構築しております。 |
| ・パートナーシップの意味が浸透していないなど、周囲の人や社会の理解が不足しているため、当事者以外の都民への働きかけや教育にも力を入れてもらいたい。制度導入で終わりではなく、当事者へのヒアリング等を通じて誰もが人権を侵害されない東京を作ってもらいたい。 | 都は、SNS等も活用し、本制度の周知や多様な性に関する理解推進に引き続き取り組んでまいります。 |
| ・多くの人に制度が認知されるよう、メディアでの露出やソーシャルメディアでのシェアに取り組んでほしい。 | |
| ・婚姻制度とは別なものではなく、婚姻制度の見直しにまで今後踏み込んでいただきたい。この制度をステップとして、結婚を望むすべての人が、婚姻制度を利用できるよう国政に対しても働きかけてほしい。日本で同性婚が認められた場合には、パートナーシップの届出日を婚姻の届出日とみなしてほしい。 | 本制度は婚姻制度とは別のものとして構築しております。 都は、本制度の創設・運用を通して、性的マイノリティの方々の生活上の困りごとの軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげていきたいと考えております。 |
| ・同性婚ができないため、配偶者控除などの法律婚にある制度が適用されない。このような経済的不平等が解消されるまでは、本制度を利用していても、ひとり親手当などを継続して受けられるようにしてほしい。 | |
| ・制度導入後は、不妊治療への補助や養子縁組、里親制度など、子供に関する制度の対象拡大にも取り組んでほしい。 | 「受理証明書の活用」の具体的な内容は、制度案に記載のとおりです。受理証明書の活用により利用可能となる都民向けサービス事業については、確定次第、順次お知らせします。 |
| ・制度の周知はじめ、性的少数者やあらゆる人々の人権についての啓発を行ってほしい。 | 人権尊重条例に基づき、東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けるよう、本制度を含め、引き続き様々な人権課題の啓発に取り組んでまいります。 |
| ・人権は「配慮」するものではなく「保障」「尊重」するものである、という前提で、様々な公的文書が作成されることを望む。 | |
| ・同制度を導入済みの自治体と要件が異なっている点があるが、要件との整合性はどうに図っていくのか。 | 都と区市で要件が一致していない場合もありますが、証明書の相互活用等に関し調整を図っています。 |
| ・提出書類に不正があった場合、文書偽造による罰則はあるのか。 | この条例には、罰則は設けておりませんが、刑法上の罪に問われるおそれがあります。 |
| ・日本全国にパートナーシップ制度を導入し、引っ越しの際も無効にならないようにしてほしい。また、転入元や転出先の都外自治体との連携を強化すべきである。 | いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。 |